訪問看護サービスのご案内 (重要事項説明書)

かものはし在宅クリニック 訪問看護

1 訪問看護のお申込からサービス開始まで介護保険利用の場合 ケアプラン作成依頼

訪問看護は看護師が家庭に訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護を 行うサービスで、介護保険制度のほか、医療保険制度で利用できる方もいます。

主治医の治療方針やケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら看護を行いますの で安心して在宅療養が続けられます。

- 2 訪問看護サービスの内容
 - ・ 病状・障害の観察・健康管理
 - ・ 療養・看護・介護方法のアドバイス
 - ・ 食事ケア、水分、栄養管理、排泄ケア、清潔ケア
 - ・ターミナルケア
 - ・ リハビリテーション
 - ・ 認知症や精神疾病の方の看護
 - ・ 家族などの介護者の支援
 - ・ 褥瘡や創傷の処置
 - ・ カテーテルなど医療機器の管理
 - ・ 医師の指示による医療処置
 - ・ 保健・福祉サービスなどの活用支援
- 3 営業日時の案内

○ 営業日 :月曜日から土曜日まで

○ 休日 : 日曜、祝祭日

○ 営業時間:午前9時から午後5時まで

4 ご利用料金など

4 二州用社並なと			
	介護保険による訪問看護	医療保険(老人健康・健康保険)	保険外サー
		による訪問看護	ビス
訪問看護を	介護保険の被保険者で要介護	主治医が訪問看護の必要を認めた方	有料での訪
利用できる	状態等の認定を受けて主治医	① 介護保険の対象でない方	問看護を希
方	が訪問看護の必要を認めた方	② 介護保険の利用対象者のうち厚	望される方
		生労働大臣が定めた疾病や状態	
		の方(がん末期、急性増悪期な	
		ど)	
利用料金	・30 分未満 399 円	老人保健 月額上限まで	個人契約と
	・30 分以上 1 時間未満 574 円	(自己負担限度額)	なります
	・1 時間半まで 844 円	健康保険 該当保険の自己負担割合	
	・夜間、早朝利用金 1.25 倍	分(24 時間連絡加算体制加算や重症	
	・深夜料金1.5 倍	者加算、情報提供療養費、ターミナ	
	緊急時訪問看護加算	ルケア加算療養費も同意を得られた	
	325 円/月	場合合算します。)	
	※訪問予定日外の緊急の依頼		
	による訪問の場合。		

	I La Dal before and La bote and Dalla College		
	・特別管理加算 250円/月		
	500 円/月		
	※別に厚生労働大臣が定める		
	状態にある方。		
	・初回加算(I) 350円/月		
	初回加算(Ⅱ) 300円/月		
	※過去 2 ヶ月間、訪問看護(医		
	療・介護)の提供利用ない方。		
	※初回加算(I)退院日当日に		
	訪問した場合		
交通費など	雲南市、出雲市、松江市等	その他オムツ等日常生活物品等実費	交通費その
	(クリニックから半径 16km)		他実費相当
	以外の地域は実費		額
その他	死後の処置料 3,000円	死後の処置料 3,000円	

※ 各種保険の他、公費負担医療制度もお取り扱いします。

5 ご利用にあたってのお願い

- 保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容 に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。
- やむを得ず訪問時間の予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお 願いします。

6 苦情のご相談は

● 担当窓口 Tel 0854-47-8066 担当者 相談員 槇原貴子 (相談時:9時~10時、16時~17時)

7 かものはし在宅クリニック 訪問看護従事者

(看護師) 今岡恵美 山本美千子 森山菜穂香 鎮波久恵

8 かものはし在宅クリニック 訪問看護の沿革 令和7年介護保険法の居宅サービス事業者のみなし指定事業者となる。

9 営業地域

雲南市及び出雲市、松江市の一部等、クリニックより半径16km以内

10 事業者概要

10 事未任例女		
事業者	かものはし在宅クリニック 訪問看護	
代表者	橋本 龍也	
指定番号	3 2 1 1 4 1 0 6 5 3	
事業所の住所	島根県雲南市加茂町宇治796番地7	
連絡先	営業時間内 Tel 0854-47-8066	
	夜間・休日 Tel 0854-47-8066 に電話	
	20 秒後に転送されます。	